

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	みやき町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.miyaki.lg.jp/tyousei/_1019/_2594/_2595/_2597.html

執行機関名 みやき町教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	みやき町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成20年3月21日条例第1号)による育英資金貸付に関する事務
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みやき町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第12項 みやき町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成20年3月21日条例第1号)による育英資金貸付に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第3条	みやき町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成20年3月21日条例第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒(以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同	第一条 この条例は、成績優秀であるが経済的理由により修学困難なものに対して修学に必要な資金としてみやき町育英資金(以下「資金」という。)を貸し付けることを目的としたみやき町育英資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置し、資金の貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		みやき町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成20年3月21日条例第1号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号	みやき町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則第3条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の学資金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務	みやき町育英資金貸付条例施行規則第3条により提出される奨学金貸与願、その書類に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 二	みやき町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	学資金貸与申請者の生計を維持するものに係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の家族、連帯保証人の住民票関係情報及び市町村民税に関する情報